


# 接骨院・整骨院にかかる前に チェックしましょう!

接骨院・整骨院で健康保険を使えるのは、**外傷性のケガのみ**です。それ以外の疾患で健康保険を使うことは違法で、誤った認識で保険証を使ってしまった場合、後から費用を請求されることもあります。接骨院・整骨院にかかる前に、ルールを確認しておきましょう。

## 事前にチェックしよう!

## 接骨院・整骨院にかかる原因は?

**1** 転んで打撲、ねんざなど、負傷原因が明らかな外傷性のケガ




**2** 原因不明もしくは日常生活からくる慢性的な痛みやこり



**3** ①・②以外の要因

- 疲労回復や慰安目的などのマッサージ
- 病気(神経痛・リウマチ・頸肩腕症候群・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性痛、過去の交通事故などによる後遺症
- 工作中や通勤途上におきた負傷(労災保険が適用されます)



どんなケガですか?

- |  |   |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 打撲           | <input checked="" type="checkbox"/> 骨折(ひびを含む) |
| <input checked="" type="checkbox"/> ねんざ          | <input checked="" type="checkbox"/> 脱臼        |
| <input checked="" type="checkbox"/> 挫傷(いわゆる肉はなれ) |   |
- 接骨院にかかることについての医師の同意


あり

なし\*

\*応急処置の場合に限り、医師の同意なしでも健康保険が適用されます。


**保険証 健康保険が使えます**

長期間通っても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けましょう。



**保険証 健康保険は使えません**

「健康保険が使える」と説明を受けても、後日健康保険の適用外であることが判明した場合、全額を自己負担していただくことがあります。



## 健康保険が使える場合でも、下記の点にご注意ください

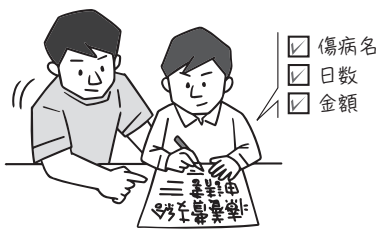
### 負傷原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを正確に伝えてください。  
交通事故など第三者行為に該当する場合は必ず当健保組合へご連絡ください。



### 療養費支給申請書の記載内容をよく確認しましょう

療養費支給申請書は、接骨院・整骨院が施術費用を患者に代わって健保組合に請求・受領するために必要な書類です。記載内容を必ずご確認ください。



### 領収書・明細書を受け取りましょう

領収書・明細書は必ず受け取りましょう。金額などに相違があれば当健保組合へご連絡ください。

明細書をお願いします



柔道整復療養費(いわゆる接骨院・整骨院などでの施術料金)について、令和4年10月から「患者ごとに償還払いへ変更できる仕組み」を導入します。

〈対象患者の事例〉

- ①自己施術を行ったことがある者
- ②自家施術を繰り返し受けている患者
- ③健康保険組合が繰り返し患者照会を送付しても回答しない患者
- ④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

「償還払い」とは、患者が窓口で一旦施術料全額を支払い、領収書、明細書を添付して保険適用となる部分の支給を健康保険組合へ申請する制度です。

健康保険証を使用して接骨院・整骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過、負傷原因等の照会をさせていただく場合があります。照会にはご自身で回答をお願いします。領収書、明細書を保管しておいてください。照会業務へのご理解とご協力をお願いいたします。